

## 松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 則武 立樹

【所属】 (助成決定時)大阪大学大学院法学研究科

【研究題目】 人権条約における差別概念の再考—性的マイノリティ事例を素材に—

### 【研究の目的】

近年、性と法制度の軋轢が顕著になり、「性的マイノリティ」と呼ばれる同性愛者や性同一性障害者に関する法的問題が、国内裁判所はもとより、欧州人権裁判所をはじめとする国際裁判所において多く審査され、一定の法的救済を得るに至っている。また、1987年のオランダ失業手当給付法事件における規約人権委員会の見解で「差別禁止規定の適用範囲の拡大」が明確に認められたことを契機に、性的マイノリティ等の少数者の法的問題に関して、差別禁止規定を積極的に活用し、締約国の条約違反の認定を導き出すという裁判所の傾向が顕著である。しかしながら、近時の裁判所の当該傾向は、差別概念の有意な発展的解釈として許容しうるものなのであろうか。一部では、各国共通の法基盤が未だ形成されていない法的問題に対し、差別禁止規定を恣意的に使用することにより、新たな権利を性的マイノリティに付与しているのではないかという懸念が指摘されている。つまり、各種人権条約上の差別概念を論理的に再解釈し直す必要に迫られているのである。その中でもとりわけ、当該傾向が著しく顕著であると言える欧州人権条約体制を中心に据え、なぜ種々の裁判所において当該傾向が生じ、許容されているのかという根本的な原因を明らかにすることが本研究の目的である。

### 【研究の内容・方法】

上記の目的に基づき、有意な結論を導き出すために有効な手段と考えるのは以下の3点に集約される。

まず、1点目として、欧州人権条約上の「差別」概念の把握に関して、差別禁止規定である条約第14条及び第12追加議定書第1条の適用に関する性的マイノリティ事例を考察した。また、同時に、第12追加議定書の成立過程の文献調査を通じて、同条約体制における上記の「差別禁止規定の適用範囲の拡大」傾向を再確認した。

2点目として、欧州人権裁判所、EU、加盟各国の相互影響関係を把握するため、①差別禁止規定を有する人権条約の国内的实施、②EU指令に基づく差別是正の取り組みに関する考察を行った。前者では、調査対象国として、欧州人権裁判所において被告国となる機会の多いフランスに焦点を絞り、性的マイノリティ事例に関する国内的实施について、フレデリック・グラネ教授(ストラスブール大学)に聞き取り調査を行った。同氏によれば、同国は欧州人権裁判所の判示に従い、国内法を改正しており、「差別」概念の遵守という点で欧州人権条約体制の影響力の強さが見て取れるとのことであった。後者に関しては、欧州委員会雇用・社会・機会均等総局のキャサリン・マニャン氏、アルバロ・オリベイラ氏、司法・自由・安全総局のジョゼ・ストラス氏に聞き取り調査を行い、欧州人権条約体制の提示する水準をEUとしてもクリアすべきであるという意味がそこに見て取れた。つまり、欧州人権裁判所、EU、加盟各国の3者が互いに作用し、共鳴し合い、無差別の実現に向かっている現状が明らかとなった。

そして、3点目として、「差別」に関する国際文書は多岐に亘るものの、無差別原則の恣意的な拡大傾向が他の地域的人権条約における差別禁止規定においても見られる現象であるのかを把握するため、各種人権条約の差別禁止規定の適用事例を包括的かつ網羅的に検討を試みた。上述の通り、規約人権委員会の見解においては一定の拡大傾向が見られることが確認できたが、米州人権条約体制に関してはより詳細な判例の検討・精査に更なる時間が必要と考える。

### 【結論・考察】

無差別原則の拡大傾向は、性的マイノリティに対する差別の是正、撤廃に向けて、裁判所、EU、条約加盟各国間で一律のコンセンサス(あるいは、最低基準)が醸成されたことに一因があろう。事実、規約人権委員会における見解を出発点とし、欧州人権裁判所が実践を積み重ね、加盟各国、EUがそれに追従するという歴史的経緯が本研究で明らかとなった。

しかし、無差別原則の拡大という方法では、性的マイノリティに関する一定程度の差別是正は可能であっても、完全な差別撤廃は難しいと考える。なぜならば、そもそも、差別禁止規定を使用するためには、同条に定められる差

別禁止事由に合致していることが必須条件であり、それは即ち、同条約上の何らかの実体的権利の侵害を訴える「一個人」たる申立人を、差別禁止規定を介在することで「性的マイノリティ」という枠組みに閉じ込めることを意味する。また、性的マイノリティの権利保障に関する確固たる法的共通基盤が存在しないために、様々な実体的権利を規定する単独の条項において審査が難しいという裁判所の技術的問題が、無差別原則への依拠が増加した一因であると考えられる。つまり、「性的マイノリティ」という枠組みに対しては、実体的権利の侵害の有無を競うよりも、差別禁止規定を対症的に使用の方が容易な解決策なのである。しかし、性的マイノリティであるがゆえに差別される者たちを、性的マイノリティの枠組みに閉じ込め続けることが最善の解決策であるのであろうか。この点につき、今後も引き続き注視していきたい。